

旭医大達第83号

旭川医科大学情報システム基本方針を次のように定める。

令和6年6月19日

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学情報システム基本方針

(目的)

第1条 旭川医科大学（以下「本学」という。）情報システムは、本学の理念及び目標を実現するため、本学のすべての教育・研究・診療活動及び運営の基盤として設置され、運用されるものとする。

(方針)

第2条 本学情報システムは、前条の目的を達するため、別に定める旭川医科大学情報システム運用基本規程（令和6年旭医大達第84号。以下「基本規程」という。）に基づき、優れた秩序と安全性をもって安定的かつ効率的に運用、管理し、全学に供用するものとする。

(義務)

第3条 本学情報システムを利用する者及び運用、管理の業務に携わる者（以下「利用者等」という。）すべては、本方針及び基本規程等、並びに本学情報セキュリティポリシーその他の関係規程を遵守しなければならない。

(罰則)

第4条 本方針に基づく規則等に違反した場合の利用者等に対する制限及び罰則等は、各規則において別に定める。

附 則

この方針は令和6年6月19日から実施する。

【制定理由】

本学におけるすべての情報システムについての基本方針を定めるものである。